

令和6年5月28日

令和6年度
主要事務事業
(子ども・若者施策推進特別委員会)

令和6年度 主要事務事業(主要課題「子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み」)

子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み(子ども・若者部、世田谷保健所、児童相談所、保健福祉政策部)

令和5年3月に定めた「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」に掲げる5つの方針に基づき、子ども・若者、子育て施策の総合的な展開を図る。

一つ目は、子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくりを実現するため、「(仮称)世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)」の策定や「世田谷区子ども条例」の一部改正に向けた議論の過程を捉え、子どもの参加・意見表明の仕組みづくりを進めるとともに、子ども向け、大人等支援者向けの子どもの権利学習を実施し、子どもや若者が、地域社会の中で、多様な活動に参加し、自分の意見を安心して表明できるよう意見形成の支援も含めた環境をつくる。また、子どもや若者が主体的に活動する場や機会の充実を図り、地域の人々に温かく見守られながら、いきいきとのびやかに育ち、社会の一員として尊重される地域社会の実現を目指す。

二つ目は、日常的に子どもや若者、子育て家庭をあたたく見守り支えるネットワークが緊密になるよう、児童館が中核となり、子どもや若者、子育て家庭に関わる施設や機関、子育て団体や人々をつなぎ、身近なところで支えあうためのコミュニティを活性化させる。

三つ目は、日々の暮らしの身近なところで、すべての子育て家庭が人や支援につながるための妊娠期からの子育て支援の充実(世田谷版ネウボラの深化)を図るため、おでかけひろばの新規整備やレスパイト事業の拡充等に取り組む、妊娠期から地域の中で子育てを楽しむことができるよう子育て家庭を支える取組みを促進する。

四つ目は、教育・保育及び支援の質の確保・向上を前提とした上で、これまでのサポートを必要とする家庭への子ども・子育て支援を、すべての家庭を対象にした妊娠期からの支援を基本に機能転換・拡充し、多世代交流をはじめ、地域や人とのつながりの回復等、包括的に強化する。

五つ目は、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより、虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談行政を展開するとともに、家庭養育を優先しつつ、子どもの最善の利益の保障のために社会的養護の受け皿の拡充に向けて取り組む。また、措置や一時保護された子どもの意見表明支援をはじめとする権利擁護の仕組みづくりを進めるなど、子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えるための取組みを促進する。

このほか、子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの現在や将来がその生まれ育った環境に左右されず、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないために、子どもや保護者への支援の充実とあわせて、当事者の視点に立った情報提供や相談体制等の推進、支援者の気づきの感度の向上と連携強化により支援につながる仕組みの強化を図る。同時に、令和5年度に高校生世代の子どもと保護者を対象に実施した「子どもの生活実態調査」の結果等をもとに、次期子どもの貧困対策計画を策定する。

児童養護施設退所者等への支援については、この間段階的に支援を拡充してきており、さらなる支援の質の充実を図るとともに、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金のさらなる有効活用について、基金の趣旨を踏まえながら検討を行う。

若者施策については、「若者計画」に基づき、若者の活動や悩みに伴走しながらサポートできる人材の育成や若者の参加・参画の推進を図るために意見を言える場の拡充、提案を実現するための仕組みづくり、生きづらさを抱えた若者を関係機関が連携して支援する仕組みの強化により、若者が地域で力を発揮できる環境を整える。

令和7年度からの「(仮称)世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)」の策定に向けて、令和5年度に実施した小中学生と若者へのア

ンケートや子ども・若者関連施設でのヒアリング等での意見をふまえ、子ども・子育て会議、子ども・青少年協議会等で議論し、策定する。また、子ども・子育て会議からの「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について（令和6年3月）の答申を踏まえ、子どもの声を聴きながら、議論し、令和7年4月の条例改正に向けて取り組む。

令和6年4月施行の母子保健法並びに児童福祉法改正を踏まえ、従来の子育て世代包括支援センター（健康づくり課）と子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援課）を、新たに「こども家庭センター」として位置付けた上で、合同ケース会議の開催やサポートプランの作成等、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化に取り組む。

1. 若者が力を発揮する地域づくり

（1）若者の交流と活動の推進

池之上、野毛、希望丘で運営している青少年交流センターと児童館が連携し、職員間のネットワークの強化及び大学生世代を対象とする、区内の中高生世代の活動支援を目的としたユースサポーターの養成推進事業（TRP せたがや事業）を軸として、中高生世代を中心とした青少年の活動支援を活性化させ、次世代の担い手づくりを推進する、ユースリーダー事業を展開する。また、若者による合同イベントの企画・実施や職員研修等を通じて課題認識・情報共有を行い、さらに3青少年交流センター合同運営委員会を開催し、各運営委員同士で情報共有や交流を深めることで、青少年交流センター同士の連携を強化し、ユースワークの質の向上を図り、若者の交流と活動を広げる機会を充実する。さらに、大学生スタッフが中心となって運営する居場所事業や区民等による居場所づくり等、若者支援活動の促進に取り組む。

若者に身近なSNSを活用した情報発信を若者自身が行うことで、これまで届かなかった若者層に効果的に情報を届けるとともに、情報を受け取った若者が地域活動や交流の場等に参加・参画するきっかけをつくり、若者が身近なところから社会をつくる一員として自ら動き出す機会の拡充を図る。また、子ども・青少年協議会が進めているモデル事業（若者が主体となった地域活動）を実施しながら、若者が力を発揮する取り組みについて引き続き検討する。

（2）生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援

様々な理由から社会との接点を持てず、学校生活になじめない、社会的自立に向けた一步を踏み出すことができない等、生きづらさを抱えた若者が希望する自立を果たせるよう、若者総合支援センターを中心に福祉、医療、就労、教育等の関係機関や地域と連携しながら切れ目ない支援を行う。

また、ひきこもりについては、令和4年4月に開設した相談窓口「リンク」の認知度向上及び、「ひきこもり」についての社会的理解促進に取り組むとともに、「重層的支援協議会」や実務担当者会等により多職種多機関の連携を強化し、本人や家族ごとに異なる課題やニーズに応じた支援体制を整え年齢を問わず伴走型の支援を行う。

2. 子どもが育つ環境づくり

（1）家庭・地域における子育て支援の推進

「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づき、ベビーカーや子どもが歩いて15分で行くことができる身近な場所に子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流・相談、保護者がひと息つくことができる場の充実や、子どもを一時的に預かる「ほっとステイ」の質の向上を図る。また、子ども基金の仕組みによる地域の子育て活動の立ち上げ・拡充支援や、「子ども・子育てつな

ぐプロジェクト」による子育て団体の活動のPR、団体同士の交流や学びの促進により、地域の子育て力の向上を図るとともに、子どもが育つ環境の更なる向上のため、子ども基金の活用を進める。

(2) 保育・幼児教育環境の充実

保育待機児童については、令和2年度から3年連続で解消したが、令和5年度の10人に続き、令和6年度は58人が生じた。就学前人口は減少しているものの、4月の入園申込者数は横ばいとなっており、保育園利用希望者は依然として高止まりの状況である。一方、定員に欠員の生じている施設が見られるなど、保育需要に地域偏在が生じている。引き続き、保育定員の適正化等の待機児童対策に取り組むとともに、保育の質向上に向けた園支援の充実を図っていく。区内保育施設に対する保育サポート訪問や専門研修などを通じて区全体の保育の質の維持・向上を図るとともに、子どもの人権及び子どもの安全に配慮した保育を徹底するための取り組みを進める。また、子どもや子育て家庭の様々なニーズを受け止めながら、多様で質の高い保育・幼児教育環境を整えることにより、子どもの健やかな成長を促す。

世田谷区内の全ての保育施設が子どもを中心とした保育を実践することができるよう策定した「世田谷区保育の質ガイドライン」（平成26年度策定）について、基本理念はそのままに、子どもの権利を大事にした保育を更に進めるために一部改訂を行い、令和7年4月からの運用を目指す。

医療的ケアの必要な子どもの受け入れについて、平成30年4月から区立指定園1園（烏山地域）、平成31年4月から区立指定園2園（北沢地域・砧地域）、令和2年4月から区立指定園1園（世田谷地域）、令和5年9月から区立指定園1園（玉川地域）で実施している。医療的ケアの必要な子どもの保護者の就労を支えるために医療的ケア児の受け入れ枠の拡充について検討を進める。

「教育振興基本計画」を踏まえ、乳幼児教育支援センターを拠点として、「世田谷区教育・保育実践コンパス」を軸に研修の実施、コーディネーター派遣事業、幼保小の連携、接続の推進等、乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組む。

本年9月までに認可外保育施設における重大事故検証委員会における検証結果をまとめ、事故発生原因の分析及び再発防止に向けた対応を進める。また、立入調査の強化及び指導監督基準を満たすための支援・指導、研修の充実を図るとともに、安全対策支援事業として、事故防止対策に有効な機器（ベビーセンサー等）の導入にかかる補助金を支給するなど、安全面の強化を推進するとともに、引き続き保育の質の維持・向上にも取り組む。

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進

妊産婦等の孤立を防止し、出産・子育てに関する不安を軽減するため、妊娠期から就学期までの子育て家庭を支える切れ目のないサポート体制の充実に向けて、平成28年7月から「世田谷版ネウボラ」を開始した。ネウボラ・チームによる妊娠期の面接相談の全員実施をはじめ、医療や地域と連携しながら、子育て家庭を支えるネットワーク体制の構築を目指している。

令和5年4月からは、「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」に基づく「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる一環として、ネウボラ・チームに地域子育て支援コーディネーターを加え、体制を強化している。また、この間の妊娠期面接等各取組みの実施状況及び、子ども・子育て会議での議論等を踏まえ、相談者それぞれの状況やニーズに応じて適切な支援をコーディネートする利用者支援事業の充実をはじめ、バースデーサポート事業や新たに実施するファミリー・アテンダント事業の実施により、さらに子育て世帯に寄り添い、地域で見守る支援の強化を図る。引き続き、国の出産・子育て応援事業や都の事業も十分に活用しながら、地域や医療のほか子どもに関わる機関との連携強化による相談支援の充実や支援につながる仕組みの充実、地域で子育てを支える環境づくりを通し、妊娠期から就学まで安心して子育てができるよう、切れ目のない支援を行っていく。

(4) 子どもの成長と活動の支援

児童館の持つ地域関係者や活動団体、相談支援機関等との幅広いネットワークをさらに充実させる一方で、全地区で福祉の相談窓口であるまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会に児童館を加えた四者連携を進めるなど児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図る。また、今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）に基づき、令和5年4月より子育て支援館を全館に展開しており、子育て支援の強化を推進していく。

日常の場面において、子どもの権利を全ての子どもが実感できる居場所を充実させていくため、児童館が中核となり、民間を含めた居場所間の連携や居場所全体の質の向上に取り組んでいく。

さらには、「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4つの機能を充実させて一体的に運営し、地区における相談・見守りの中核的な役割を果たすため、児童館職員の人材育成や支援力向上にも取り組む。

1 地区1児童館を基本に、未整備地区における児童館整備を推進する。

プレーパークをはじめとした地域資源を活用し、保護者、地域、活動団体、関係機関等のネットワークを強化し、外遊びの啓発と既存の活動の充実を図るほか、砧地域プレーパークの新規整備を進め、令和7年3月（予定）より運営を開始する。

(5) ヤングケアラーに対する支援施策に係る推進

令和4年度に行ったヤングケアラーに関する実態調査及び支援者へのヒアリング調査の結果を踏まえ、ヤングケアラーが健やかな成長と教育の機会を享受し、子どもの権利が尊重されるよう、子ども本人とその家族が必要な支援につながる仕組みづくりを行う。その一環として、ヤングケアラー支援の基盤強化に向けた、ヤングケアラーコーディネーター業務及びLINEを活用した相談業務を実施する。また、区民や支援者を対象とした普及啓発を拡充するとともに、子ども向けのヤングケアラーハンドブックを作成、配付し、子ども本人が周囲の大人に相談しやすい環境整備を進める。さらに、支援者向けの支援マニュアルで支援体制を可視化することにより、多機関連携を強化する。

3. 虐待のないまち・子ども・子育て家庭への支援

(1) 支援を必要とする子どもと家庭のサポート

支援を必要とする子ども・家庭を早期発見・早期対応し、児童虐待の予防的な取り組みの充実を図るとともに、複雑化した子どもや家庭の課題に対する専門性の高い支援までを行う子ども家庭支援センターを中心に、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援力の向上を図る。さらに、子どもの貧困対策について、「子ども計画（第2期）後期計画」に内包するかたちで策定した子どもの貧困対策計画に基づき、子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」の2か所目の開設をはじめ、子どもへの支援・サービスの量及び質の充実、保護者への支援の充実、当事者の視点に立った情報提供と相談体制等の推進や、支援者の気づきの感度の向上と連携強化による支援につながる仕組みの強化に取り組む。

(2) 効果的な児童相談行政の推進

令和2年4月に開設した児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的な運用を大きな柱としつつ、地域が一体となり、児童虐待予防・早期発見、地域での見守り強化を進める。また、令和5年4月から包括的業務委託により実施するフォostリング業務において、引き続き区の地域資源と連携した里親制度の普及啓発や、児童相談所と協働してより適切な子どもと里親家庭のマッチングの実

現、里親養育への支援の更なる充実を図りつつ、児童養護施設のグループホームの小規模化や地域分散化の促進など、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組む。さらに、一時保護や社会的養護のもとで生活する子どもの権利擁護に向けた取り組みを充実する。令和2年度に策定した「世田谷区社会的養育推進計画（令和3年度～令和11年度）」について、当事者及び支援者の意見を聴きながら、世田谷区児童福祉審議会臨時部会を中心に検討を行い、計画中間見直しを行う。児童相談所においては、令和7年6月施行予定の一時保護時の司法審査制度の導入に向け、国が実施している試行運用に協力自治体として参画し、区における実施体制の準備を進める。

また、ICTを活用した児童虐待対応業務等の効率化に向け、令和5年度に児童相談所において実施した実証実験の検証結果を踏まえ、面談時に相談記録の入力等がリアルタイムでできるシステムを児童相談所及び子ども家庭支援センターへ本格導入する。

○ 子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	予算額(千円)	担当所管課
9		若者の交流と活動の推進[1-1-2, 3-1-1, 3-1-2, 3-2-1]	420, 396	子ども・若者部(児童課、子ども・若者支援課)
11		生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援 [3-2-1, 9-2-4]	180, 785 (再掲事業 予算含む)	子ども・若者部(子ども・若者支援課)、総合支所(健康づくり課)、経済産業部(工業・ものづくり・雇用促進課)、保健福祉政策部(生活福祉課)、障害福祉部(障害保健福祉課)、世田谷保健所(健康推進課)、教育政策・生涯学習部(学校健康推進課)
13		家庭・地域における子育て支援の推進[1-2-3, 2-1-1, 2-1-2, 2-1-4]	869, 735	子ども・若者部(子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、保育課、保育認定・調整課)、総合支所(子ども家庭支援課)
16		保育施設の整備拡充	219, 084	子ども・若者部(保育課、保育認定・調整課)、教育総合センター(乳幼児教育・保育支援課)
17		乳幼児期の教育・保育の支援の強化・充実 [1-1-1, 1-3-1, 1-3-2, 2-1-1, 2-1-2, 2-1-3, 9-2-4]	46, 893, 159	子ども・若者部(保育課、保育認定・調整課、子ども・若者支援課、子ども家庭課)、教育総合センター(乳幼児教育・保育支援課)
30		妊娠期からの切れ目のない支援(世田谷版ネウボラ)の推進 [1-2-3, 2-1-4, 2-1-6]	1, 741, 715	子ども・若者部(子ども家庭課)、総合支所(健康づくり課、子ども家庭支援課)、世田谷保健所(健康推進課)
34		母子保健施策の推進・事業の拡充[1-1-3, 1-3-1, 2-1-4, 2-1-5]	770, 824 うち繰越 26, 200含 む	世田谷保健所(健康推進課)、総合支所(健康づくり課)、子ども・若者部(子ども家庭課)
41		子どもの成長と活動の支援 [1-1-1, 1-1-2, 1-2-1, 1-2-2, 1-2-3, 1-2-4, 2-2-5]	719, 144	子ども・若者部(児童課)、みどり33推進担当部(公園緑地課)、学校教育部(地域学校連携課)
45		子どもを生み育てやすい環境の整備[1-2-4]	19, 053, 606	子ども・若者部(子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、保育課、保育認定・調整課)、総合支所(健康づくり課、子ども家庭支援課)、世田谷保健所(健康推進課)、危機管理部(地域生活安全課)

48		支援を必要とする子どもと家庭のサポート[1-1-1, 2-2-2, 2-2-3]	1, 584, 126	子ども・若者部（子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、児童相談支援課、保育課）、児童相談所、総合支所（保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課）、障害福祉部（障害施策推進課、障害保健福祉課）、世田谷保健所（健康企画課、健康推進課）、教育政策・生涯学習部（教育総務課）、学校教育部（教育指導課）
56		効果的な児童相談行政の推進 [13-1, 13-2]	2, 155, 139	子ども・若者部（子ども・若者支援課、児童課、子ども家庭課、児童相談支援課、保育課、保育認定・調整課）、児童相談所、総合支所（生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課）、生活文化政策部（人権・男女共同参画課）、地域行政部（地域行政課）、保健福祉政策部（保健福祉政策課、生活福祉課）、障害福祉部（障害施策推進課、障害保健福祉課）、世田谷保健所（健康企画課、感染症対策課）、教育政策・生涯学習部（教育総務課）、教育総合センター（教育相談課）
58		子どもの貧困対策における重点取組み[2-2-1, 3-2-1, 3-2-2]	167, 824 (再掲事業 予算含む)	子ども・若者部（子ども・若者支援課、子ども家庭課、児童相談支援課）、総合支所（子ども家庭支援課）、保健福祉政策部（生活福祉課）
61		ヤングケアラーに対する支援施策に係る推進[2-2-6]	16, 997	子ども・若者部（子ども家庭課、子ども・若者支援課、児童課、児童相談支援課）、総合支所（子ども家庭支援課、保健福祉課、生活支援課、健康づくり課）、保健福祉政策部（保健福祉政策課、生活福祉課）、高齢福祉部（高齢福祉課、介護予防・地域支援課）、障害福祉部（障害施策推進課）、学校教育部（教育指導課）、教育総合センター（教育相談課）
62		区立児童館等の整備[1-2-1]	2, 409	子ども・若者部（児童課、保育課）
63		子ども施策の総合的調整[1-1-1, 1-1-2]	27, 314	子ども・若者部（子ども・若者支援課）

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	若者の交流と活動の推進 (児童課、 子ども・若者支援課)	(1) 中高生世代の居場所づくり (2) 青少年交流センターの運営 (3) 若者による情報発信活動を通じた若者の主体的な意見表明や参加・参画の仕組みづくり	千円 420,396	(1) 全児童館で中高生世代の主体的な参加・参画による多世代との交流の機会や、実体験を通じた自己実現の機会を充実させる。各地域に1館ずつ指定した中高生支援館は、開設時間の延長を行うとともに、合同事業や情報交換等をとおして地域の児童館の支援の充実と、地域との連携を図り、地域の中高生支援の向上をめざす。 (2) 青少年交流センター運営について、若者ファーストの視点に立ち、部屋の使い方、スタッフの関わり方などを確認しつつ、児童館等と連携して実施するユースリーダー事業を核として、中高生世代を中心とした青少年が活躍できるよう、活動を支援する。また、昭和女子大学及び日本大学文理学部との連携協力により、学生が主体となって中高生を支える居場所事業のさらなる充実を図る。 ①若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成し、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出するとともに、若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促す。 ②地域活動団体等と連携し、若者に対する区民の理解を深めるとともに若者にかかわる地域のネットワークを広げ、地域で若者を見守り支える体制を充実させる。 ③青少年交流センター同士の連携を強化し、課題認識・情報共有を図るとともに、3センター合同イベントの企画・実施や運営体制・実施内容を充実させる。 (3) 若者自身がSNS(ねつせた!)等を活用して地域情報を発信することで、若者
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 若者の交流と活動の推進			の地域参加や多世代交流を推進し、地域の活性化につなげる。 子ども・青少年協議会は、地域活動を望む若者が中心になって企画する取り組みをサポートしながら実施していく。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 経済産業部 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援 (子ども・若者支援課) (健康づくり課) (工業・ものづくり・雇用促進課) (生活福祉課) (障害保健福祉課) (健康推進課) (学校健康推進課)	(1) メルクマールせたがやによる支援の充実 (2) 教育委員会・中学校との連携による早期支援の検討 (3) 若者福祉的就労、就職準備支援の取組みの充実 (4) 世田谷区ひきこもり相談窓口「リンク」による支援の充実と社会的理解等の促進。	千円 180,785 (再掲事業 予算含む)	(1) 社会参加のきっかけをつかめない、学校生活になじめない等の生きづらさ・困難を抱えた若者を支援する。 ①子ども・若者支援協議会の指定支援機関として、他の支援機関とのネットワークを一層強化し、アウトリーチを含む相談支援機能の充実を図る。 ②居場所で実施するプログラムの内容、手法の充実や、未登録でも利用できる居場所「メルサポ」の活用により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図る。 ③家族会や家族セミナー等、家族を通じた本人へのアプローチに取り組む。 ※③については年齢不問。 (2) ティーンズサポート事業の実施等、地域で活躍している方々や区内教育機関との連携協力により、支援が必要な不登校・ひきこもり状態にある若者の早期支援につなげる。区立中学校や教育相談室への訪問など、事業周知と連携の強化を図る。 (3) 就労意欲の喚起を行う事業とともに、実践能力を高める事業を実施することにより、一人ひとりの就労に向けた支援を行う。 ①せたがや若者サポートステーションとメルクマールを一体的に運用し、多角的な支援を行う。 ②池之上、野毛及び希望丘の各青少年交流センターと若者総合支援センターが連携し、就労体験等の様々なプログラムに取り組むことにより、働くことの意味ややりがい、自信を感じてもらい、就労支援機関での就労に向けた実践活動等につなぐ。
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 経済産業部 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 生きづらさを抱えた若者の 社会的自立に向けた支援			③ユニバーサル就労の取組みと連動しながら、若者の職業的自立に向けた就労支援を行う。 (4)「リンク」を中心に、関係機関との連携を強化しながら、きめ細やかな切れ目のない支援体制の構築や社会的理解の促進に取り組む。 ①関係機関の連携強化 「重層的支援協議会」や実務担当者会等により多職種多機関の連携を強化する。 ②きめ細やかな支援の充実 当事者や家族の個別の状況に応じて、適切に切れ目のない支援を行う体制を構築する。 ③社会的理解の促進 セミナー等を開催し、ひきこもりへの正しい理解と区の支援体制を周知する。 ④当事者、家族の活動との連携 当事者・家族の活動をサポートするとともに、ピアサポートの場から専門機関につながる仕組みの充実を図る。 ⑤居場所事業の推進【新規】 当事者が安心して過ごせ、同じ悩みを持つ人と交流・相談ができる居場所があることにより、当事者が社会に踏み出しやすくなる環境づくりを進める。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	家庭・地域における 子育て支援の推進 (子ども・若者支援課、 児童課、子ども家庭課、 保育課、保育認定・調整課) (子ども家庭支援課)	1. 在宅での子育て支援 (1) おでかけひろば (2) ほっとステイ (3) 児童館子育て支援 (4) 世田谷区ファミリー・サ ポート・センター事業 (5) 発達支援親子グループ事 業 (6) 子育て情報の提供と活用 の促進 (7) ほっとひと息事業	千円 869,735	1. 地域で子育て中の親同士が出会い、交流 を深める場や機会と身近な相談機能の充実 を図るとともに、理由を問わない子どもの 一時預かり等を通し、在宅での子育てを支 援する。 (1) 子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交 流や相談ができる常設の「おでかけひろ ば」の新規整備や既存ひろばの質の向上を 図る。また、利用者および職員が専門職に 気軽に相談できるように専門職を配置する 専門職相談事業等を新たに実施する。【新 規】 (2) 理由を問わずに子どもを一時的に預か る「ほっとステイ」の質の向上を図る。 (3) 全児童館が子育て支援館となり、地区 の身近な相談や見守りの中核的役割を果た し、在宅子育て支援の充実を図る。児童館 で開催するおでかけひろばやサークルは、 身近な交流、子育て相談の場として事業を 継続するほか、専門職と連携した子育て相 談等の拡充やピアサポーターによる多胎児 支援など機能を充実させる。また、出産後 の早い段階から児童館につながるきっかけ づくりとして、絵本をプレゼントする「よ うこそ児童館へ」事業を実施する。 (4) 多様な預かりのニーズに対応するた め、援助会員の拡大を図るなど、利用会員 のニーズとのマッチング率を向上させると ともに、援助会員の質を高める研修会を効
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 家庭・地域における 子育て支援の推進	2. 社会全体で子どもを育む地域活動の支援 (1) ひろばスタッフ研修の実施 (2) 子育て活動団体同士の交流会の実施		果的に実施するなどファミリー・サポート・センター事業の充実をめざす。 (5) 子どもの発達に心配のある保護者が、子どもとの関わり方等を、遊びなどを通して学ぶ発達支援親子グループ事業（わくわくおやこひろば）について、関係機関との連携を図り、支援を充実させるとともに、将来的な地域展開を含めた事業の発展的見直しを行う。 (6) 子育てに関する情報や地域の活動等の情報を提供する。情報提供ツールとして区公式LINEを活用する等、利便性の向上と情報の活用促進を図る。 ・子育て情報誌等の改訂・発行 ・区公式LINEによる子育て支援情報の発信 ・入園及び子ども・子育て支援制度の案内動画を配信 (7) 日々の育児による睡眠不足や疲労を感じている保護者が気兼ねなくひと息つくことができる設備をおでかけひろばに整備する「ほっとひと息事業」を実施する。運営主体や利用者の意見を聞きながら、今後の施策の充実を目指す。 2. (1) 地域における身近な子育て支援の拠点となる、おでかけひろば等のスタッフ研修を事業者と協働し実施する。 ・経験年数やスキルに応じた体系的なプログラムに基づく研修を実施し、人材の育成支援等に取り組む。
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 家庭・地域における 子育て支援の推進	(3) 子どもを育む活動への支援 (4) 子ども・子育てを支える社会づくり		「初任者研修」「初任者ステップアップ研修」「中堅者研修」「リーダー研修」「相談対応スキルアップ研修」等 (2) 「子ども・子育てつなぐプロジェクト」及び「子育てメッセ」として、団体同士の交流と学びの機会を提供し、活動の継続・発展を支援する。「子育てメッセ」については、多様なニーズに対応できるよう、オンラインや団体同士のコラボレーション等、工夫して開催する。 (3) 子ども基金による子育て活動団体等への助成を通じて様々な活動を支援するとともに新たな活動の機会を提供する。 (4) 子ども基金の運用 ・令和4年度から取り組みをはじめたメニュー化の効果を検証し、引き続き寄附文化の醸成、啓発を図り、持続可能な仕組みとする。 ・各事業所管と連携し、子ども基金の有効な活用策の充実を図る。

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	保育施設の整備拡充 (保育課、 保育認定・調整課) (乳幼児教育・保育支援課)	1. 保育待機児童対策と保育定員の適正化 (1) 今後の保育定員拡大 (2) 保育定員の適正化 (3) 保育待機児童解消に向けた取り組み 2. 認可外保育施設等に対する移行支援	千円 219,084	1. (1) 今後の保育定員拡大 ・既に事業決定している施設整備に取り組み、引き続き待機児童対策を継続する。 (2) 保育定員の適正化 ・就学前人口の減少により既存施設に欠員が生じるなど、保育需要に偏在が見られる中で、待機児童に影響のない地域や年齢において、区立保育園の人員体制を踏まえた定員調整や定員弾力化の解消を検討し、保育定員の適正化を図る。 (3) 保育待機児童解消に向けた取り組み ・令和 6 年 4 月の保育待機児童は、砧地域の 2 歳児で 19 人、同 1 歳児で 26 人、烏山地域の 1 歳児で 13 人の計 58 人が生じた。その要因の一つとして、同地域の女性就業率の上昇傾向が他地域と比較しても顕著となっている状況がある。今後、保育需給の分析を詳細に行うとともに、令和 6 年 4 月入園に向けて実施した緊急対策や既存施設を活用した受入枠の拡充など、待機児童解消のための対策を取りまとめる。 2. 移行支援 認可保育園の新規施設整備と合わせ、新たな募集は見合わせるが、事業決定している事業者に対して移行に向けた支援を行う。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実 (子ども・若者支援課、 保育課、 保育認定・調整課) (乳幼児教育・保育支援課)	1. 保育施設等における保育の 充実 (1) 子どもの人権および子ども の安全に配慮した保育 を徹底するための取組推 進 (2) 所管課の更なる連携強化 と重大事故や心身に有害 な行為(虐待)の予防の 取組 (3) 保育実施者以外の第三者 の視点による質の確保及 び地域保育ネットワーク による質の向上 (4) 緊急時等における保育ニ ーズへの対応 (5) 就労形態の多様化に伴う 保育ニーズへの対応 (6) 区民にわかりやすい情報 提供 (7) 保育園の感染症等の発生 状況把握・感染予防等の 情報発信 (8) 保育施設等による在宅子 育て支援の充実 (9) 保育施設による災害時の 乳幼児支援	千円 46,893,159	1. (1) 子どもの人権および子どもの安全 に配慮した保育を徹底するための取組みを 進める。 ①検討会での提言を基にした改善策の検 討・実施 「区立保育園における保育のあり方検討 会」、「保育施設への支援・指導のあり 方検討会」及び「認可外保育施設の重大 事故検証委員会」での提言を基に、再 発防止策を講じるとともに、区の保育施 設への支援・指導について検討・実施す る。 ②子どもの人権チェックリストの活用 「世田谷区保育の質ガイドライン」と紐 づけた「子どもの人権チェックリスト」 により、区立保育施設において一斉にセ ルフチェックを実施するとともに各園に おいては結果を共有、園内研修等に活用 する。また私立保育園や認可外保育施設 に対しても、活用するよう周知する。 ③保育現場の声を取り入れた保育の質の向 上の取組み 令和4年度から実施している私立・区立 保育園園長と区との会議を引き続き令和 6年度も実施し、現場に即した保育の質 向上に向けた取組みを検討していく。 ④「世田谷区内の保育施設における虐待 (不適切な保育)通報」の周知・活用 令和4年度に開設した区ホームページに
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実	(10) 区立保育園 I C T利用環境の整備 (11) 保育士等人材確保策 (12) 区立指定園における医療的ケアが必要な子どもの受け入れ (13) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法における指導検査等の実施 (14) 認可外保育施設の保育の質の維持・向上 (15) 保育入園事務におけるデジタル化・オンライン化の推進		おける電子申請を利用した相談・通報システムを運用し、利用者などの区民からの相談に対して速やかな対応を図り、不適切な保育の防止に努める。 ⑤各保育施設に対する情報周知の徹底 ・要配慮児に対する支援について周知するとともに年度内で追加のある時は書類を提出することを周知徹底する。 ・安全便りの中で事例報告をし、すべての保育施設へ定期的に注意喚起を行う。 ・緊急時連絡フロー図、職員が利用できる相談先一覧を提供し、保育施設内に掲示してもらうよう周知徹底する。 ⑥個別の対応が求められる要配慮児の保育に関する検討。 園内で十分に情報共有し、必要に応じて医師の診断書や指示書を求め、集団で保育方針を検討することなどについて、区内保育施設に周知徹底する。当該個別支援方針の検討にあたり園を支援する。 ⑦人権・人材育成研修の充実 「子どもの人権研修」をより多くの職員が受講できるよう、オンラインにより実施する。またアーカイブ配信も検討する。人材育成研修、ワークショップ等を通して日々の保育の振り返りに焦点を当て「子ども中心の保育」に繋げる。 ⑧令和5年度は保護者向けに乳幼児期の子どもの権利について考える「子どもの権
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実			利意識啓発プロジェクト」を立ち上げ、公私立保育園の保護者へ4コマ漫画を掲載したリーフレットを計3回配信した。今年度は私立保育園にも協力を依頼し、世田谷区における保育を共に考えながら、子ども中心の保育の推進を目指していく。 (2) 子ども・若者部内及び関係所管の更なる連携強化と重大事故や虐待（不適切保育）の予防の取組みを進める。 ①保育の質向上の体制強化 看護師、栄養士を増員し、保育サポート訪問において、より専門性的な観点で関わりを持つことにより、虐待（不適切な保育）をはじめとする各保育施設での課題を的確に捉えつつ、迅速に対応し、保育の質の向上を図る。 ②巡回支援相談の役割の明確化 令和5年度に指導検査との差別化を図り、保育施設へのサポートとしての役割を明確にするため、これまで行ってきた「巡回支援相談」の名称を「保育サポート訪問」に変更した。引き続き保育サポート訪問の充実を図る。 ③情報共有会議を毎月開催して情報共有を行い、対応漏れを防止し迅速に対応する。 ④虐待（不適切な保育）への対応強化 虐待（不適切な保育）の情報が寄せられた場合は、速やかに関係者と対応を協議
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実 次頁へ続く			し、対応策を講じる。重大事案については、ケース会議を開催し、対応の方針や支援方法を確認し共有する。 ⑤保育サポート訪問や研修実施、人権チェックリスト活用等により予防の取組みを進める。 ⑥実地による指導検査の頻度を高める。 (3) 保育実施者以外の第三者の視点による質の確保及び地域保育ネットワークによる質の向上 ①第三者評価 保育の質を適切に評価し、その向上に繋げるために、認可保育園、認証保育所等に対し、第三者評価制度の受審を奨励・推進する。 区立保育園15園（令和6年度予定） 認証保育所13園（令和6年度予定） 認可外保育施設14施設（令和6年度予定） ※私立保育園や認定こども園については、受審実績に応じて受審費用を補助している。 ②保育ネットワーク 区内5地域ごとに、様々な保育施設が支えあい、保育の質の向上に向けた取り組みを行う保育関係者のネットワークの支援・強化を図る。 計40回実施予定（5地域） （オンライン開催含む）

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実 次頁へ続く			③新規開設園への支援 施設開設前から開設後にわたり保育従事職員に対する専門研修を実施するとともに、巡回支援により、保育の質を維持・向上できるよう支援する。 ④保育の質ガイドライン 基本理念はそのままに、子どもの権利を大事にした保育を更に進めるために一部改訂を行い、令和7年4月からの運用を目指す。 新型コロナウイルス感染症の発生による感染症対応や不適切保育が複数件発生するなど、ガイドライン策定当時と保育を巡る状況が大きく変わってきた状況を踏まえ、令和6年度に有識者や保育園関係者等による検討委員会を立ち上げ、次の10年の世田谷の保育のスタンダードを作る。 ⑤世田谷区教育・保育実践コンパス 世田谷区における就学前の子どもの教育・保育について、施設の種別や設置主体の違いを超えて、区内教育・保育施設が共有すべき基本的な方針として普及していく。「世田谷区教育・保育実践コンパス」に基づいた研修やコーディネーター派遣事業、幼保小の接続・連携の推進を図る。また、保護者版「せたがやコンパスガイド」を活用し、保護者に対しても世田谷区の教育・保育を共有していく。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実			(4) 緊急時等における保育ニーズに対応するため、多様な保育を拡充する。 ・緊急保育（区立・私立保育園） 区立保育園では定員弾力化解消・一部解消を行った園の緊急保育受入人数を増員している。今後も待機児童に影響のない地域や年齢において、人員体制を踏まえた適切な定員調整や定員弾力化の解消を行い、緊急保育受入を拡大する。 ・一時預かり 私立保育園58園（うち令和6年4月現在15園休止中）（ほっとステイ除く）、私立認定こども園2園、保育室1室、一時保育専用施設2施設、区立保育園、認証保育所8園（定員に空きがある場合） ・区内保育施設の不測の閉園や休園、被災により当該保育施設利用保護者の支援が必要となった際の区立保育園での応急的な受入れ。 ・病児・病後児保育11施設 定員計84名 (5) 保護者の就労形態等に合わせた多様な保育を実施する。 ・延長保育 認可保育園・認定こども園 1時間の延長 区立45園、 私立本園26園・分園20園 認定こども園3園 2時間の延長 私立本園137園・分園11園 認定こども園2園 4時間の延長 私立6園
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実			13時間の延長 私立1園 特定地域型保育事業26園 ・未就園児の定期的な預かり事業【新規】 (令和6年4月時点の実施園) 私立保育園：25園 私立認定こども園：1園 特定地域型保育事業：8園 認証保育所：8園 私立幼稚園：4園 ・年末保育 私立5園 ・休日保育 私立6園 (平成28年度より無償化) ・私立認可保育園の空きスペースを利用した定期利用保育の実施(令和6年4月現在本園17園・分園3園) ・緊急待機児童対策として区立保育園11園で1～2歳児を対象とした定期利用保育を実施することとし、令和6年4月は7人の児童を受入。 (6) 区民の知りたい保育の情報を、「保育のごあんない」や区ホームページ、メールマガジン(子ども子育て情報)、区公式LINE等を活用し、わかりやすく提供する。 (7) 保育園欠席者・発症者情報収集システム(保育園サーベイランス)等を活用し、感染症の集団感染や二次感染を防ぎ、保育園の保健衛生の充実に努める。 (8) 保育園が地域の子育ての拠点となり全ての子育て家庭に対する子育て支援に取り組む。
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実			・ 区立保育園おでかけひろばの運営 (再掲) 区立保育園 5 園 令和 5 年 9 月より、等々力中央保育園におでかけひろばはあとを新規開設。玉川保育園に開設しているおでかけひろばひまわりについて、グランドビジョンで地域子育て支援拠点事業として、おでかけひろばを現在の児童館を含む 6 8 箇所から 8 0 箇所程度に増やす計画としていること、閉鎖した場合この地域に空白ができてしまうことや利用者の声を踏まえて検討した結果、はあと開設後もひまわりを存続させることとした。 私立保育園 6 園 ・ 区立・私立保育園での子育て相談、地域交流事業（区立保育園については拡充）、産前・産後家庭の支援の実施 (9) 災害時の園児や保護者、職員等の安全を確保するため、以下の取組みを推進する。 ・ 風水害時における保育所等の対応について臨時休園等の対応方針に基づき、浸水想定区域内の保育施設の風水害の代替保育を行う。 ・ 区立保育園防災マニュアルを研修等により検証し、より実用的な内容に改訂する。 また、私立保育園等にマニュアルや研修ツールを提供する。
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実			(10) 全区立保育園での区立保育園業務支援システムの運用を継続する。 ・タブレット・ノートPC賃貸借保守期間満了後の機器台数見直し検討を行うとともに、未使用機能の活用やオプション機能の導入を検討する。 (11) 保育士等の人材確保対策を推進する。 ①処遇改善に取り組む事業者に助成を行い、保育士等の確保の支援を行う。 ②保育士等就職相談会を開催する。平成27年度より人材関連事業者に委託し、全国各地の求職者を対象とした相談会開催、インターネット上での保育求人情報等ポータルサイト運営、保育事業者への人材確保に関するアドバイザー派遣やセミナーを行っており、今年度も継続する。 ③保育事業者が雇用する保育士などへの住宅確保支援策を引き続き実施する。また、事業継続について、国・都への働きかけを継続的に行う。 (12) 区立指定園における医療的ケアの必要な子どもの受け入れについて、平成30年4月から烏山地域で1園、平成31年4月から北沢地域・砧地域で各1園、令和2年4月から世田谷地域で1園、令和5年9月から玉川地域で1園実施。 ①令和5年4月より医療的ケア児の健康状態判定支援・情報交換システムの利用を開始。より安全安心な医療的ケアを実
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実			現。 ②障害児等保育実施検討PTで医療的ケア児の今後の受け入れや配慮の必要な児童の対応等について検討を継続。 (13) 児童相談所設置市事務として、また子ども・子育て支援法に基づき、保育所をはじめとする児童福祉施設及び認可外保育施設等への指導検査を実施するとともに、ホームページへの結果の公表等を通して保育の質の向上を図る。 (14) 令和 5 年 1 2 月区内認可外保育施設において発生した睡眠時間帯の乳児の死亡事故を受け、重大事故検証委員会を設置し、分析、検証を行うとともに、再発防止策等の提言を踏まえた立入調査の手法や施策を展開し、保育の質の維持・向上を図る。 (15) 保育入園事務の一連の業務において、一体的にデジタル化・オンライン化を推進することで保護者の利便性向上及び事務の効率化を図る。令和 6 年度は、A I 選考システムや電子通知を導入する。
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実	2. 区立保育園の今後のあり方 に基づく取組み ①拠点園の整備1園 ②整備検討1園 ③拠点園検討1園 ④廃止検討1園 ⑤再整備対象園の検討		2. 平成30年度に定めた「区立保育園の今後のあり方」やこれを基に令和4年度に定めた「新たな再整備計画について」に基づき、在宅子育て家庭を含めた子育て支援の充実や保育の質、子育て機能の向上等に取り組みながら、引き続き、区立保育園の再整備を効率的かつ効果的に進めていく。区立保育園跡地については、保育需要の状況等を見極めながら、子ども・子育て施策での活用を検討する。 ①区立松丘幼稚園跡地に区立西弦巻保育園・弦巻保育園を移転・統合し、障害児通所施設を複合化するための基本構想や基本設計の策定を進める。 ②区立給田幼稚園跡地に烏山地域の区立拠点園を整備し、区立給田保育園・西之谷保育園を移転・統合するための整備方針の策定を進める。 ③南大蔵保育園と大蔵保育園の統合に向けた整備方針の策定を進める。 ④奥沢保育園と南奥沢保育園の統合に向けた整備方針の検討を進める。 ⑤老朽化の進む桜保育園や上馬保育園等の再整備に向け、新たな区立保育園再整備計画の策定を検討する。
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実	3. 私立幼稚園等における幼児教育の充実 (1) 私立幼稚園等における預かり保育の拡充 (2) 教育環境充実への支援 ①子どもの豊かな学びの支援 ②子どもが健やかに育つ環境の充実 ③支援や配慮を要する子どもの学びの充実 ④保護者がゆとりをもって子育てできる環境の支援		3. (1) 私立幼稚園等における教育時間前後及び三季休業中の預かり保育について、現行の区独自事業を実施するとともに、平成28年度に導入した国制度の一時預かり(幼稚園型)の拡充を図る。 令和6年4月時点の区内実施園 計20園 (2) 教育環境充実に向けた支援を行う。 ①さまざまな専門知識を持つ関係機関との連携により教員研修等を充実させ、子どもの豊かな学びを支援する。 ②教育環境の充実、向上及び経営の健全化に関する事業に対し助成を行う。 ③配慮が必要な子どもが在園している園に対して運営費を補助するとともに、希望園に対し専門職による巡回訪問を実施する。 ④就労の有無に関わらず利用できる預かり保育や相談機能の充実により、保護者がゆとりをもって子育てのできる環境の実現を目指す。
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 乳幼児期の教育・保育の 支援の強化・充実	4. 「教育振興基本計画」に基づく施策を推進する。【再掲】 5. 認定こども園のあり方の検討		4. 令和 6 年 3 月に策定した「教育振興基本計画」に基づき、乳幼児教育支援センターを中心に、乳幼児期における教育・保育の充実・推進を図る。 ・アプローチ・スタートカリキュラムの実施及び改訂に向けた取り組み ・専門人材（実践充実コーディネーター、乳幼児教育アドバイザー）の派遣 ・乳幼児を対象とした文化・芸術体験事業の実施 ・世田谷区教育・保育実践コンパスの普及促進 ・学び舎の活用等による保・幼・小・中の連携促進 ・幼稚園教諭・保育士等の人材育成・研修の実施 ・医療的ケア児への対応などインクルーシブな教育・保育の推進 ・乳幼児の保護者等を対象とした講座等による家庭教育の支援の取り組み 5. 今後の認定こども園に関する施策の方向性を検討するため、令和 3 年度に認定こども園に関する検討を行った。検討結果を参考に、既存施設の欠員状況や就学前人口の動向、施設側の意向等を確認しながら、あり方を検討する。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進 （子ども家庭課、児童課） （健康づくり課、子ども家庭支援課） （健康推進課）	1. 妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の深化を図る。 （1）総合支所のネウボラ・チームによる相談支援体制の強化 （2）利用者支援事業の充実 （3）国の「出産・子育て応援交付金」を活用した「東京都出産・子育て応援事業」による経済的支援の実施（世田谷区出産・子育て応援ギフトの支給） （4）出産費助成 【拡充】 【一部再掲】 （5）バースデーサポート事業 （6）ファミリー・アテンダント事業【新規】 （7）伴走型相談支援の充実 （8）ほっとひと息事業 【新規】 【再掲】 （9）さんさんプラスサポート事業の実施 （10）多胎児を育てる家庭への支援の充実 （11）児童館の子育て支援 【再掲】	千円 1,741,715	1. すべての妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支援していくため、相談支援の充実を図り、「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる。 （1）ネウボラ・チーム（保健師・母子保健コーディネーター・子育て応援相談員・地域子育て支援コーディネーター）による相談支援をより伴走型に強化する。対面面接に来所できない妊婦や里帰り中の妊婦等にオンライン面接を実施するとともに、妊娠8か月時アンケートと希望者への面談を実施する。同時に、区公式LINEからの面接予約について周知することで、利便性の向上を図る。 （2）利用者支援事業の実施及び連携をさらに強化し、必要な支援につなぐための子ども・子育ての相談支援の充実を図る。 ・【基本型】地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》（6か所） ・【特定型】子育て応援相談員（5か所 18人） ・【母子保健型】母子保健コーディネーター（5か所 24人） （3）国の「出産・子育て応援交付金」を活用した「東京都出産・子育て応援事業」による経済的支援の実施（世田谷区出産・子育て応援ギフトの支給） 妊娠届出時から出産後までに面談の実施（伴走型相談支援）を受けた者に対し、出産・子育て応援ギフト（妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（10万円相当）の経
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 妊娠期からの切れ目のない支援 (世田谷版ネウボラ) の推進 次頁へ続く			済的支援) を実施する。 (4) 子どもの保健の向上に寄与し、子どもを生み育てやすい環境を整備することを目的として、出産にかかる費用の一部を助成(第1子から所得制限なしで一律5万円) する。令和6年度対象者見込数 約6,300人 (5) 子どもが1歳を迎える時期に、子どもの成長に合わせた情報提供やアンケートを実施し、アンケートに回答した家庭に育児パッケージ(令和5年4月1日から令和6年3月31日に1歳になった方: 第1子1万円分・第2子2万円分・第3子以降3万円分、令和6年4月1日以降に1歳になった方: 第1子6万円分・第2子7万円分・第3子以降8万円分のデジタルギフト) を配付するとともに、ニーズに応じ、ネウボラ・チームが面談を行う。 (6) 子育て世帯への定期的な家庭訪問等により、日常的な困りごとや悩みの早期把握及び子育て支援情報や育児支援品の提供を行うとともに、地域の民間団体等と連携し、子育て世帯に寄り添う伴走支援を実施することで、孤立防止と地域で見守る支援の強化を図る。 (7) 今までつながるきっかけを持てなかった妊婦や1歳までの子どもを育てる家庭に対し、妊娠期から1歳を迎える時期に実施する家庭訪問やアンケートなどの

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 妊娠期からの切れ目のない支援 (世田谷版ネウボラ)の推進			事業により、アプローチの幅を広げ、身近な地域の子育て資源や支援につないでいく。 (8) 日々の育児による睡眠不足や疲労を感じている保護者が気兼ねなくひと息つくことができる設備をおでかけひろばに整備する「ほっとひと息事業」を実施する。運営主体や利用者の意見を聞きながら、今後の施策の充実を目指す。 (9) より支援が必要な家庭を対象に、養育困難家庭に陥らないための二次予防として、産前・産後の体調不良や育児能力の低下等により、一時的に生活支援を必要とする家庭がその時期を乗り越え、養育困難家庭に陥らないようにするための支援として実施する。 (10) 3歳未満の多胎児を育てる家庭への支援の充実として、ヘルパー訪問事業やタクシー料金助成事業を実施する。 (11) 全児童館が子育て支援館となり、地区の身近な相談や見守りの中核的役割を果たし、在宅子育て支援の充実を図る。児童館で開催するおでかけひろばやサークルは、身近な交流、子育て相談の場として事業を継続するほか、専門職と連携した子育て相談等の拡充やピアサポーターによる多胎児支援など機能を充実させる。また、出産後の早い段階から児童館につながるきっかけづくりとして、絵本をプレゼントする「ようこそ児童館へ」事業を実施する。
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 妊娠期からの切れ目のない支援 (世田谷版ネウボラ)の推進	2. 地域全体で子育てを支える 環境の充実 (1) 子育て利用券事業への地 域の活動団体の参加促進 (2) 医療、地域との連携強化 (3) 地域で子育てを応援する 気運醸成 (4) 乳幼児ふれあい体験支援 事業		2. 支援につながる仕組みの充実を図るとと もに、地域で子育てを支える環境づくりを 推進する。 (1) 子育て利用券事業への地域の活動団体 の参加促進を図る。 (2) 医療機関や地域の子育て活動とネウボ ラ・チームの情報交換など医療、地域との 連携強化を図る。 (3) 民間事業者と連携した地域の子育てを 応援する気運醸成(世田谷版WEラブ赤ち ゃんプロジェクト)を引き続き実施する (ステッカーの配布等による区民・企業へ の賛同や寄附の呼びかけなど)。 (4) 中学生等に赤ちゃんふれあう機会を 提供するため、活動を行う団体に対する助 成等により取組みを実施する。

令和6年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	母子保健施策の推進・事業の拡充 (健康推進課) (健康づくり課) (子ども家庭課)	1. 妊娠期からの切れ目のない 伴走型相談支援体制の充実 【一部再掲】 (1) 総合支所のネウボラ・ チームによる相談支援 体制の強化 【再掲】 (2) 母子保健と児童福祉の連 携強化 【拡充】 (3) 利用者支援事業の充実 【再掲】 (4) 国の「出産・子育て応援 交付金」を活用した「東京 都出産・子育て応援事業」 による経済的支援の実施 (世田谷区出産・子育て 応援ギフトの支給) 【再掲】 (5) せたがや子育て利用券の 活用の促進 (6) 「伴走型相談支援の充 実」「行政手続のオンラ イン化」「自治体情報シ ステムの標準化・共通 化」に対応した母子保健 システムの構築 ①「伴走型相談支援の充 実」への対応	千円 770,824 千円 うち繰越 26,200含む (「1か月児健 康診査」の再掲 分を含む)	1. 妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支 援体制の充実 すべての妊娠期から就学前までの子育て家 庭を切れ目なく支援していくため、相談支 援の充実を図り、「世田谷版ネウボラ」を より伴走型に深化させる。 (1) 総合支所のネウボラ・チームによる相 談支援体制の強化 ネウボラ・チーム(保健師・母子保健コー ディネーター・子育て応援相談員・地域子 育て支援コーディネーター)による相談支 援体制をより伴走型に強化する。対面面接 に来所できない妊婦や里帰り中の妊婦等に オンライン面接を実施するとともに、妊娠 8か月時アンケートと希望者への面談を実 施する。同時に、区公式LINEからの面接予 約について周知することで、利便性の向上 を図る。 (2) 母子保健と児童福祉の連携強化 母子保健法並びに児童福祉法改正を踏ま え、従来の子育て世代包括支援センター (健康づくり課)と子ども家庭総合支援拠 点(子ども家庭支援課)を、新たに「こど も家庭センター」として位置付けた上で、 母子保健と児童福祉のさらなる連携強化の ため、合同ケース会議の開催やサポートプ ランの作成等を行う。また、支援の必要性 を組織的かつ標準的に把握し、児童福祉と 共有するためのツールとしてリスクアセス メントシートを導入する。
	次頁に続く			

令和6年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の 推進・事業の拡充	②「妊娠の届出」のオンライン申請の継続 ③「自治体情報システムの標準化・共通化」への対応 ④効果的な情報連携		(3) 利用者支援事業の充実 利用者支援事業の実施及び連携をさらに強化し、必要な支援につなぐための子ども・子育ての相談支援の充実を図る。 ・【基本型】地域子育て支援コーディネーター《ひろば型》(6か所) ・【特定型】子育て応援相談員(5か所 18人) ・【母子保健型】母子保健コーディネーター(5か所 24人) (4) 国の「出産・子育て応援交付金」を活用した「東京都出産・子育て応援事業」による経済的支援の実施(世田谷区出産・子育て応援ギフトの支給) 妊娠届出時から出産後までに面談の実施(伴走型相談支援)を受けた者に対し、出産・子育て応援ギフト(妊娠届出時(5万円相当)・出生届出時(10万円相当)の経済的支援)を実施する。 (5) せたがや子育て利用券の活用の促進 乳幼児健診等の機会をとらえて、利用券を使用していない区民に対し、積極的な活用を促す。併せて、クラウドを活用した子育て利用券のサービス検索サイトにより、区民が時機を逸することなく最新の登録事業者情報を検索可能な形を維持し、利便性の向上と活用の促進を図る。クラウド上に構築した登録申請機能により、新規事業者の登録手続きを容易にし、参入を促進する。 登録事業者が提供するサービスについて、
	次頁に続く			

令和 6 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の 推進・事業の拡充			年 2 回の登録審査会の時期にあわせて関係所管に確認依頼を行うとともに、重大な事故等があった際には、速やかに情報連携を行い早急に対処することで、安全性を確保する。 (6) 「伴走型相談支援の充実」「行政手続のオンライン化」「自治体情報システムの標準化・共通化」に対応した母子保健システムの構築 ①「伴走型相談支援の充実」への対応 妊娠 8 カ月時アンケート・面談等の相談支援の伴走化に必要な情報を、他の母子保健情報と同一システム内で一体的に管理・活用可能な体制を継続する。 ②「妊娠の届出」のオンライン申請の継続 マイナポータル「ぴったりサービス」を活用したオンライン申請を周知する。 ③「自治体情報システムの標準化・共通化」への対応 総合支所健康づくり課と連携し、国が示す標準仕様に適合した実用可能なシステムとして、母子保健システムの再構築に向けた検討・開発を進める。 ④効果的な情報連携 児童相談所、子ども家庭課、健康づくり課等の関係所管間で母子保健システムの機能を活用した情報共有と連携を継続する。
	次頁に続く			

令和6年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の 推進・事業の拡充	2. 妊娠期面接後の母子保健サービス・地域支援サービスとの連携の充実 (1) 地域の窓口との連携強化 (2) 産科医療機関等との連携強化 (3) 両親学級の充実 (4) 多胎妊娠への妊婦健康診査支援事業 (5) 妊婦超音波検査費用助成		2. 妊娠期面接後の母子保健サービス・地域支援サービスとの連携の充実 (1) 地域の窓口との連携強化 地域子育て支援コーディネーター・おでかけひろば等と、子育て等の相談対応や課題等を共有し、関係所管との連携を深める。 (2) 産科医療機関等との連携強化 区内産科医療機関等との情報交換を行い、妊婦へのサポート体制の共有や、ハイリスク妊婦や子育て家庭の支援についての連携を強化する。 (3) 両親学級の充実 ①地域の子育て情報や団体情報等の発信の強化 プログラムの中で地域資源へのつながりを意識した情報発信の工夫を行う。 ②児童館での実施 児童館での継続実施に向けて関係所管と調整を行う。 ③実施回数等の見直し 休日対面講座への参加希望者が多いことから、令和7年度に向けて、実施回数や1回あたりの定員について検討を行う。 (4) 多胎妊娠への妊婦健康診査支援事業 多胎妊婦に対し、都内一律で実施している14回の妊婦健康診査を超えて妊婦健康診査を受診した場合、5回を上限に費用助成を行う。 (5) 妊婦超音波検査費用助成
	次頁に続く			

令和6年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の 推進・事業の拡充	3. 乳児期家庭訪問事業の実施 (1) 妊娠期面接や妊娠8か月時アンケート・面談との情報連携の充実 (2) 連絡のない家庭へのアプローチの充実 (3) 乳児期家庭訪問指導員の人材育成 4. 乳幼児健診の充実 (1) 乳幼児健診の環境整備等 (2) 相談や事後の支援への繋ぎ (3) 未受診者の把握等 (4) 3歳児健診での屈折検査の実施と評価		妊婦健診における超音波検査について、4回分を上限に費用助成を行う。 3. 乳児期家庭訪問事業の実施 (1) 妊娠期面接や妊娠8か月時アンケート・面談との情報連携の充実 妊娠期面接や妊娠8か月時アンケート・面談で得られた情報を適切に乳児期家庭訪問指導員へ繋ぎ、切れ目のない支援を実施する。 (2) 連絡のない家庭へのアプローチの充実 全戸訪問を目指して、連絡のない家庭に積極的にアプローチして訪問指導を受けるように勧める。様々な事情により家庭訪問の受入れができない家庭には、オンライン等の方法を提案する。また、フォローが必要な世帯に対して子育て支援機関連携のもと、継続支援を実施する。 (3) 乳児期家庭訪問指導員の人材育成 乳児期家庭訪問指導のスキルの維持、向上を図るための乳児期家庭訪問指導員を対象とした専門研修会を実施するなど、人材の育成を図る。 4. 乳幼児健診の充実 (1) 乳幼児健診の環境整備等 各総合支所における集団健診の場を区民に寄り添う伴走型の支援・相談の場として活かせるよう環境整備等に取り組む。 (2) 相談や事後の支援への繋ぎ 健診に携わる多職種の専門職がアセスメ
	次頁に続く			

令和6年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の 推進・事業の拡充	(5) 1か月児健康診査費用 助成の実施【新規】 5. 妊娠・出産を希望する区民 への支援 (1) 特定不妊治療費助成制度 への対応 (2) LINEを活用した妊 活・不妊治療等に関する オンライン相談の実施 (3) 妊娠・出産の正しい知識 等について学ぶ機会の提 供		ントを共有し、相談及び事後の適切な支 援につなげる。 (3) 未受診者の把握等 虐待予防の観点から未来所者を把握し、 要支援者への対応に努める。 (4) 3歳児健診での屈折検査の実施と評価 子どもの弱視の早期発見・早期治療につ なげるスポットビジョンスクリーナーを 用いた屈折検査を3歳児健診で実施す る。検査の精度と発見率等の効果を評価 する。 (5) 1か月児健康診査費用助成の実施 個別健診にて、自費で健康診査を受診し た費用の一部を償還払いにより助成する。 5. 妊娠・出産を希望する区民への支援 (1) 特定不妊治療費助成制度への対応 令和4年4月1日以降特定不妊治療は保険診 療となったが、令和3年度までの治療の費用 助成申請への対応、および、年度をまたぐ 移行期の治療への費用助成については、国 都に準じて、区もこれまでの費用助成を適 用する。 (2) LINEを活用した妊活・不妊治療等 に関するオンライン相談の実施 妊娠を希望する区民を支援するため、L INEを相談の契機に活用した最新医療も 含めた専門性の高い相談支援を事業者委託 で実施する。
	次頁に続く			

令和6年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の 推進・事業の拡充	6. 思春期世代に向けたリプロ ダクティブ・ヘルス／ラ イツ周知啓発 (1) 専門部会の開催 (2) 子どもたちへの周知啓発 の実践 (3) 子どもたちを支える環境 づくり		(3) 妊娠・出産の正しい知識等について 学ぶ機会の提供 妊娠・出産、不妊等に関する正しい知識 の提供と社会への理解促進を目的とした講 演会を胚培養士や不妊症看護認定看護師等 の専門職を講師として、事業者委託で実施 する。 6. 思春期世代に向けたリプロダクティブ・ ヘルス／ライツ周知啓発 (1) 専門部会の開催 世田谷区健康づくり推進委員会のもとに 設置した専門部会を開催する。 (2) 子どもたちへの周知啓発の実践 思春期世代の子どもたちが性や生殖に関 する正しい知識等を身につけられるよう、 中高生向け講演会を実施するとともに、区 立中学校での産婦人科医や助産師による事 業実施時や養護教諭による個別対応時など に中学生向けパンフレット「こころとから だのトリセツBOOK」の希望者への配付を行 う。加えて、区内国立・私立中学校等への 案内も行っていく。 (3) 子どもたちを支える環境づくり 講演会や研修等を実施するとともに、希 望のあった家庭教育学級において、「ここ ろとからだのトリセツBOOK」について案内 をするなど、中学生に伝え、相談を受ける 側の大人達（保護者・教職員等）の理解促 進を図る。

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 みどり 3 3 推進担当部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	子どもの成長と活動の支援 (児童課) (公園緑地課) (地域学校連携課)	成長と活動の場と機会の充実 (1) 子どもの多様な活動の場 及び多世代交流の充実 (2) 新BOP事業の充実 (3) 新BOPの活動スペース の充実 (4) 外遊びの機会と場の拡充	千円 719,144	(1) 子どもの多様な活動の場及び多世代交流の充実 子どもが地域の中で遊びや体験を通じて健やかに成長するために、児童館を拠点として地域とともに子どもの成長を支える環境を整える。 また、児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、子ども家庭支援センター等との連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図る。さらには、日常の場面において、子どもの権利を全ての子どもが実感できる居場所を充実させていくため、児童館が中核となり、民間を含めた居場所間の連携や居場所全体の質の向上に取り組む。 児童館における「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4つの機能を充実させて一体的に運営し、児童館職員の人材育成や支援力向上に取り組む。 ①地域特性や児童館の特色を活かした児童館運営やプログラム等を充実させる。 ②中高生を中心に、主体的に参加・参画できる機会を充実させる。 ③各関係機関と連携を強化し、児童館の子育て支援事業を推進する。 ④地域の人材の参加・協力を得ながら、様々な事業を通して多世代と交流できる機会の充実を図る。 (主な事業)
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 みどり 3 3 推進担当部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの成長と活動の支援 次頁へ続く			児童館まつり、地域応援活動、子ども夢プロジェクト、合同行事（ドッジボール大会、文化交流会）など ⑤全地区で福祉の相談窓口であるまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会に児童館を加えた四者連携を進めるなど、児童館を拠点とした、多様な地域資源との連携・協力による見守りネットワークを強化する。 ⑥子どもの居場所づくりや居場所間の連携強化を図ることなどを専任で担当する児童館職員を児童館 2 箇所において試行的に配置し、地域・地区の居場所全体の質の向上を図っていく。 ⑦子ども家庭支援センター等との研修を通じて職員の相談支援の技術向上を図る。 ⑧ 1 地区 1 児童館を基本に、未整備地区における整備を進める。 (2) 新 BOP 事業の充実 ①令和 2 年度の新 BOP 事業のあり方検討委員会の報告に基づき、事業の充実を図るために令和 3 年度庁内の検討会において施設の狭隘化、大規模化をはじめとした新 BOP 運営の課題解決及び支援の質の確保等に向けて検討を重ね、「世田谷区放課後健全育成事業の運営方針検討委員会」を立ち上げ令和 4 年度に運営方針を策定した。 運営方針をもとに、子どもの権利保障と最善の利益を考慮して、成育支援の推進

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 みどり33推進担当部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの成長と活動の支援 次頁へ続く			に取り組むため、新たに作成したチェックリストを活用し、運営方針についての理解を深め、実践につなげていく。 ②令和6年4月より民設民営放課後児童クラブを5施設開所し、新BOPの規模の適正化を図るとともに、令和7年度以降の開所に向けて、引き続き公募を実施する。 ③運営にあたっては、「放課後健全育成事業の運営方針」をもとに児童が主体的に過ごすことができる取組みを進めていく。 (3) 新BOPの活動スペースの充実 大規模化及び狭隘化する新BOPの適正な運用のため、学校の協力を得て、特別教室等を活用した活動スペースの確保を図る。 (4) 外遊びの機会と場の拡充 子どもたちが身近な場所でのびのびと自然と触れ合える外遊びの場を拡充する。 ・そとあそびプロジェクト・せたがやと協働して、全区ネットワークづくりの強化及び地区ネットワークづくりを推進する。また外遊び推進委員による、地区での外遊びの啓発や外遊びへの理解促進を進める。砧あそびの杜プレーパークの開設に向け、現地での活動回数を増やしたり、地域住民や利用者の声を反映させ、整備を進める。また、外遊びの拠点としての役割を構築していく。 ・プレーリヤカーの充実を図ると共に、既存

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 みどり 3 3 推進担当部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの成長と活動の支援			のプレーパーク、砦・多摩川遊び村の外遊び環境整備を行う。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所 危機管理部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	子どもを生み育てやすい 環境の整備 (子ども・若者支援課、 児童課、子ども家庭課、 保育課、 保育認定・調整課) (健康づくり課、 子ども家庭支援課) (健康推進課) (地域生活安全課)	1. 子育て家庭への生活支援 (1) 医療費、出産費助成 (2) 認可外保育施設等保護者 に対する区の補助金の支給 (3) 区が認定した外遊び活動 を利用する保護者に対す る給付金の支給 (4) 未移行幼稚園保護者に対 する区の補助金の支給 (5) 児童手当の支給 (6) 児童扶養手当、児童育成 手当の支給	千円 19,053,606 (内、「乳幼 児の教育・ 保育の支援 の強化・充 実」に係る 区立保育園 再整備関連 経費再掲分 含む)	1. 子育て家庭への生活支援 (1) 子どもの保健の向上に寄与し、子ども を生み育てやすい環境を整備することを目 的として、医療費の一部および出産にかか る費用の一部を助成する。 ・子ども等医療費助成(18歳到達後最初の 年度末まで) 令和6年度対象者見込数 約130,000人 ・ひとり親家庭等医療費助成 令和6年度対象者見込数 約6,500人 ・出産費助成(第1子から所得制限なしで 一律5万円) 令和6年度対象者見込数 約6,300人 (2) 認可外保育施設等保護者の経済的負担 軽減を図るため、保育料の助成を行う。 (3) 区が認定した外遊び活動を利用する保 護者に対して、給付金を支給する(幼児教 育・保育無償化の給付を受けている者を除 く)。 (4) 未移行幼稚園保護者に対する区の補助 金を支給する。 (5) 家庭等における生活の安定に寄与す るとともに、次代の社会を担う児童の健 やかな成長に資することを目的として、 児童を養育している方に児童手当を支給 する。 児童手当については、令和6年10月分以降 制度改正(所得制限の撤廃、支給期間の延 長、第3子以降の児童に係る支給額の増額
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所 危機管理部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもを生み育てやすい 環境の整備	2. 子どもの安全・安心 (1) 子どもの安全・安心対策 ①子どもの危険回避プログラムの実施 ②情報の提供 (2) 安全な児童福祉施設の整備 (3) 災害への備えについて ①福祉避難所(母子)の開設・運営体制の整備 ②災害への備えに関する知識の普及・啓発		等)が行われる。 令和6年度受給者見込数 約90,000人 (6) 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。また、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童育成手当を支給する。児童扶養手当については、令和6年11月分以降制度改正(所得制限限度額及び第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ)が行われる。 令和6年度 児童扶養手当受給者見込数 約3,000人 (対象児童数 約4,000人) 児童育成手当受給者見込数 約4,500人 (対象児童数 約6,000人) 2. (1) 子どもの安全・安心対策 ①子どもが犯罪や事故にまきこまれないよう、子ども自身が危険に対応できる能力を身につけることや家庭だけでなく地域で子どもを見守り育てる意識の醸成を図る。 ・幼稚園や保育園等の5歳児を対象に、危険回避のガイドブック「初めてのいってきます!応援ブック」を配布 ・幼稚園・保育園等による「子どもの危険回避プログラム」の実施を支援 ②子どもと保護者に対し、危険に関する情報提供を行い、犯罪・事故を未然に防ぐよう注意を喚起する。 ・区立保育園業務支援システムを利用した連絡メール配信・お知らせ配信(緊急時
	次頁へ続く			

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所 危機管理部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもを生み育てやすい 環境の整備			含む) (在宅子育て家庭等にはメールマガジンにより配信) (2) 児童福祉施設の安全性や機能を確保するため、建物の老朽化に伴う改修工事等に併せて一層の安全対策を進める。 令和 6 年度施設整備 ・ 保育園 7 園 (3) 災害への備えについて ①「世田谷区地域防災計画」に基づき、福祉避難所(母子)の円滑な運営に向け、協定施設や庁内関係所管課と連携しながら、より実効性あるマニュアルとなるよう見直しを行う。 ②妊産婦及び乳幼児のいる家庭向けに災害時にとるべき行動の手引きとなるよう、リーフレット「妊産婦・乳幼児のための災害への備え」を配布する。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	支援を必要とする子どもと 家庭のサポート (子ども・若者支援課、 児童課、子ども家庭課、 児童相談支援課、保育課) (児童相談所) (保健福祉課、 健康づくり課、 子ども家庭支援課) (障害施策推進課、 障害保健福祉課) (健康企画課、健康推進課) (教育総務課) (教育指導課)	1. 児童虐待防止対策の推進 (1) 母子保健と児童福祉の連 携強化【拡充】【再掲】 (2) 相談支援体制・対応力の 強化 (3) 関係機関の人材育成と連 携の強化 (4) 地域における支援が必要 な子どもと子育て家庭の サポートの充実【拡充】	千円 1,584,126	1. (1) 母子保健と児童福祉の連携強化 母子保健法並びに児童福祉法改正を踏ま え、従来の子育て世代包括支援センター (健康づくり課)と子ども家庭総合支援拠 点(子ども家庭支援課)を、新たに「こど も家庭センター」として位置付けた上で、 母子保健と児童福祉のさらなる連携強化の ため、合同ケース会議の開催やサポートプ ランの作成等を行う。 (2) 相談体制・対応力の強化 ①子ども家庭支援センター職員及び児童相 談所児童福祉司を対象とした体系的な研 修を実施する。 ②子ども家庭支援センター職員を対象に、 要保護児童支援専門員(児童相談所○ B)によるスーパーバイズを実施し、子 どもや家庭が真に必要としているニーズ を適切に把握しながら、効果的な支援に つなげる。 ③子ども家庭支援センターの相談援助活動 において、法的及び医学的な知見を要す る内容について専門家から助言を受ける ことを目的として、子ども家庭支援セン ター職員を対象に職員相談(弁護士及び 精神科医)を実施する。また、外国籍の 方がいる家庭に対して、適切な相談支援 を行えるよう、通訳派遣を実施する。
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート 次頁へ続く			④子ども・子育てに関する夜間・休日の電話相談である、せたがや子ども・子育てテレフォン事業に加え、厚生労働省が全国共通で運用するライン相談窓口「親子のための相談LINE」を活用しながら様々な相談ツールで、子どもや保護者への相談を受け付ける。 (3) 関係機関の人材育成と連携の強化 ①要保護児童支援協議会参加機関向けに児童虐待防止対策に関する研修会を実施することにより、関係機関の児童虐待対応についての資質向上を図る。また、関係機関からの要請に基づき、「子ども虐待防止ハンドブック」を活用しながら、講師派遣・出前型研修等を実施し、学校や保育園をはじめとした関係機関の虐待の気づきや対応力を向上する。 ②要保護児童支援協議会のネットワークを活用し、虐待・DV問題にかかる研修会等を実施するなど、支援者同士が虐待・DV問題に対する知識を得ながら、日常的に顔の見える関係づくりを構築する。 ③地区における相談支援の充実を図るため、児童館及び区立保育園ソーシャルワーク機能（アセスメントや関係機関との連携・つなぎ等）の強化に向けた研修等を実施する。 ④虐待予防推進に向けた普及啓発を推進する。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート 次頁へ続く			(4) 地域における支援が必要な子どもと子育て家庭のサポートの充実 子ども家庭支援センター等のケースワークにより支援を要する家庭を対象に、各事業を提供する。 ①産後ケア事業 ・区立産後ケアセンター（ショートステイ・デイケア） 各日15組 - アウトリーチ 各日3組（令和5年10月開始） ・ママズルーム（デイケア） 各日3組 ・至誠会第二病院（ショートステイ） 各日2組 ・区立産後ケアセンターの利用歴がある産後1年未満の母子を対象に、オンラインによる子育て相談を継続実施する。 ・区立産後ケアセンターを利用している母を対象に、地域子育て支援コーディネーターによる子育て情報の提供の場を設ける。 ・住民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯含む）について利用料を0円とし、また、課税世帯について1枚あたり原則2,500円の減額となる「産後ケア事業クーポン券」の配付（5枚）をそれぞれ令和5年10月より開始した。 ・公共施設中長期保全計画による大規模修繕工事を行うため、令和6年9月中旬から令和7年3月中旬頃までの間、代替施

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート 次頁へ続く			設での事業実施を予定している。 ・令和6年度策定の（仮称）子ども・若者総合計画（第3期）の中で、産後ケア事業が区事業としてどのような役割を果たし、事業のあり方を目指すべきか方針を議論する「世田谷区産後ケア事業あり方検討会」を開催する。 ②ショートステイ事業 ・赤ちゃん（0～2歳）：2か所各日2名 ・子ども（2歳～12歳）：1か所 各日5名 ・要支援家庭：1か所各日2名 ・トワイライト：1か所各日3名 ③食の支援事業 孤食や栄養の偏りなどの子どもの食に課題があるが、必要な支援につながっておらず、地域から孤立しやすい状況にある家庭を主な対象として実施する。 ・食の支援サポーター派遣事業 調理等を行う地域住民によるサポーターを派遣して食の支援を行う。 ・配食事業 自宅への仕出し弁当の配達を通じた見守りを行う。 保護者の疾病や新型コロナウイルス感染症の影響による収入減により、子どもが食事をとることが困難な状況にある家庭も対象とする。 ④養育支援等ホームヘルパー訪問事業

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	2. 子どもの人権擁護機関の運営及び啓発活動の充実 3. ひとり親家庭の支援の充実 (1) 子育て・生活支援の充実 (2) 情報提供・相談機能の充実 (3) 子どもの生活安定に向けた支援の充実 (4) 多様な働き方サポートの充実 (5) 養育費の取り決め促進の充実		⑤学生ボランティア派遣事業 ⑥親支援事業（ペアレント・トレーニング） 2. 子どもの人権擁護機関（せたがやホッと子どもサポート、略称「せたホッと」）の運営及び啓発活動の充実 ・いじめや虐待など子どもの権利侵害に関する相談を受け、必要な支援等を行い、救済と問題解決を図る。 ・子どもの権利擁護の理解促進を図るためこれまでの小中学生へ出張授業の他、児童館においても子どもの権利学習の取組みを開始する。また、教育委員会と連携した教員への研修（中堅教諭必修研修）に加え、区職員を対象とした研修（研修担当課との共催研修）を実施する。 3. ひとり親家庭の不安軽減、孤立防止を図るため、ひとり親家庭の状況に応じた支援の充実を図る。 (1) 子育て・生活支援の充実 ①入所者だけでなく広くひとり親家庭等も含めて支えていく地域のひとり親家庭支援の拠点を目指し、令和3年度に定めた母子生活支援施設の支援者のガイドラインにもとづき、区内施設の機能強化、支援の質の向上を図る。 ②ホームヘルパー派遣等により生活を支援する。
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート 次頁へ続く			(2) 情報提供・相談機能の充実 ①ひとり親家庭のための冊子や支援事業の周知チラシ(支援ナビ)を配布するなど、多様な媒体を活用し支援につなげるための情報提供を行う。また、離婚届書交付等のタイミングを活用し、養育費の確保等に資する早期の情報提供を行い相談支援につなげていくなど、戸籍窓口等と子ども家庭支援センターとの連携を強化し、支援につながる仕組みの充実を図る。 ②平日に区の窓口へ相談に来ることが難しいひとり親が、養育費に関する相談ができるよう、年6回、土曜日または日曜日に養育費相談会を実施する。 ③離婚前後の父母を対象に、親の離婚が子どもに与える影響や養育費・面会交流等の取り決めの重要性等、離婚に係る知識についての講座を年2回開催する。 (3) ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディルーム」について、生活困窮家庭等の子どもを含め区内5か所で実施する。従来の学習支援とともに進学相談等の支援を実施する。 (4) 関係機関と連携を図り、ひとり親家庭向けの就労支援講座等を実施する。 (5) 子どもの健やかな成長を支えるために必要な養育費の確保を目的とした、養育費の取決めに関する公正証書作成等費用の助

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	4. 配慮が必要な子どもへの支援 (1) 配慮を要する児童を支える地域力の向上 ・子どもにかかる支援者のスキルアップ (2) ライフステージを通じた支援情報の引き継ぎ ・発達障害児の個別的継続支援システムの充実 (3) 中核的拠点の充実 ①障害児の相談から療育までの一貫した支援体制の整備 ②身近な地域における発達障害児の相談・療育体制の強化 (4) 障害児の養育支援と地域生活支援の充実 ・障害児の在宅生活を支える支援サービスの提供		成を実施する。【新規】 4. (1) 配慮が必要な子どもを地域全体で支える仕組みを充実する。 ・支援を必要とする子どもの関係機関（保育園、幼稚園、新BOP等）に療育機関の専門職を派遣し、関わり方などの技術的な支援を行う。 (2) 支援情報の引き継ぎ支援 ・支援情報がライフステージを通して途切れることなく引き継がれるよう、各総合支所保健福祉課に発達支援コーディネーターを配置し、サポート会議の開催や「スマイルブック」、「サポートシート」の作成等を行う。 (3) 支援の中核的拠点施設として、発達障害相談・療育センター「げんき」にて、相談、療育、保護者支援、地域支援などを実施する。 ①発達障害児支援の中核的拠点施設である発達障害相談・療育センター「げんき」において相談・療育を行うとともに保育園等関係機関に対する支援を行う。 また、保護者向けの学習会（ペアレントトレーニング）を引き続き実施する。 ②子育てステーションの発達相談室による身近な地域での相談を行う。 (4) 障害児の在宅生活を支える支援サービスとして、ホームヘルパー派遣、短期入所、障害児通所支援等の充実を図る。
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	5. 周産期や乳幼児期の育児不安に対する支援の充実 (1) 母子保健事業による支援 (2) 乳幼児期からの障害児の育児支援の充実 (3) 親子支援グループの実施		5. 周産期や乳幼児期の育児不安に対する支援をより充実する。 (1) MCG（母と子の関係を考える会）等の母子保健事業により育児不安の軽減や虐待予防を図る。 (2) 障害のある子どものいる家庭に対し、継続的相談支援やホームヘルパー派遣等の支援サービスを早期から行うことで、育児不安や育児負担感の軽減を図る。 (3) 健診事業から、発達や育児への不安を抱える親子へのグループ支援を行い、より早期からの継続支援を充実させる。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 生活文化政策部 地域行政部 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部
教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	効果的な児童相談行政の推進 (子ども・若者支援課、 児童課、子ども家庭課 児童相談支援課、保育課、 保育認定・調整課) (児童相談所) (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課、 子ども家庭支援課) (人権・男女共同参画 担当課) (地域行政課) (保健福祉政策課、 生活福祉課) (障害施策推進課、 障害保健福祉課) (健康企画課、 感染症対策課) (教育総務課) (教育相談課)	開設から5年目を迎えた児童 相談所と子ども家庭支援セン ター、地域が一体となり、児 童虐待予防・早期発見、地域 での見守り強化を進める。 (1) 子ども家庭支援センタ ーと児童相談所の一元的 運用の着実な実施 (2) 児童相談所及び一時保 護所の適切な運営 (3) 専門人材の確保・育成 (4) 社会的養育推進計画の 着実な推進【拡充】 (5) 子どもの権利擁護に向 けた取り組み (6) 子どもを守るネットワ ークの充実	千円 2,155,139	(1) 子ども家庭支援センターと児童相談所 の一元的運用の着実な実施 ・双方の機能を有効に組み合わせた支援を 行うとともに、両機関の職員によるチー ム体制を構築し、きめ細やかな支援を提 供する。 (2) 児童福祉司や児童心理司等の専門スタ ッフが子どもに関する虐待、非行等の相談 に応じ、適切な支援を行う。また必要に応 じて、児童相談所と一時保護所の協働によ り児童の迅速な保護を行う。 (3) 児童福祉の専門人材の効果的な確保・ 育成に向け、計画的な採用、配置等を行う とともに、子ども家庭支援センターも含め た児童相談行政の第一線で活躍する人材の 育成に取り組む。 (4) 家庭養育優先の原則と子どもの最善の 利益確保の実現に向け、区における社会的 養育の体制整備に取り組む。また、令和2 年度に策定した「世田谷区社会的養育推進 計画(令和3年度～令和11年度)」につ いて、当事者及び支援者の意見を聴きなが ら、世田谷区児童福祉審議会臨時部会を中 心に検討を行い、計画中間見直しを行う。 ①令和5年4月から実施している包括的な フォスタリング業務委託実施している包 括的なフォスタリング業務委託により、 里親制度のより効果的な普及啓発やリク
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 生活文化政策部 地域行政部 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部
教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 効果的な児童相談行政の推進			ルート業務、里親の育成のための研修・トレーニング事業等の充実及び子どもと里親家庭のマッチング並びに里親養育の支援に取り組む。なお、子どもと里親家庭のマッチングにおいては、児童相談所とフォスタリング機関が協働しながらより適切に事業を実施する。 ②施設で暮らす児童も「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設のグループホームの小規模化や地域分散化の促進に取り組む。 (5) 子どもの権利擁護に向けた取り組み ①一時保護所において、引き続き一時保護所第三者委員を設け、入所児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図る。 ②令和6年4月の改正児童福祉法施行を踏まえ、施設・里親等への措置及び一時保護された子どもに係る意見表明等支援事業を実施する。なお、令和6年3月に実施したプロポーザルによる委託事業者の選定が不調となったことにより（令和6年5月に再度プロポーザルを実施）、令和6年7月を予定していた事業開始時期が令和6年9月となる見込みである。 (6) 地域に密着した子ども・若者支援等の資源活用や、要保護児童支援協議会をはじめとする地域ネットワークの整備・強化に向けた取り組みを進める。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	子どもの貧困対策における 重点取組み (子ども・若者支援課、 子ども家庭課、 児童相談支援課) (子ども家庭支援課) (生活福祉課)	1. 地域における学習支援事業等の充実 (1) 生活困窮世帯等の子どもの支援事業【再掲】 (2) ひとり親家庭の学習支援事業【再掲】 (3) 子どもの学び場運営スタートアップ補助事業 (4) 高校中退防止に向けた学習支援事業の検討	千円 167,824 (再掲事業 予算含む)	1. 生活保護・生活困窮世帯、ひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援事業を継続して実施するとともに、子どもの学習習慣の定着に向けた学習支援を実施する。 (1) 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行う。世田谷区社会福祉協議会への委託により実施する。 (2) ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディールーム」について、生活困窮家庭等の子どもを含め区内5か所で実施する。従来の学習支援とともに進学相談等の支援を実施する。 (3) 小学校低学年を中心に地域での学び場を創出する子どもの学び場運営スタートアップ補助事業を実施する。 (4) 子どもの生活実態調査の結果等を踏まえ、高校生世代に対する学習支援事業を検討する。
	次頁へ続く			

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの貧困対策における 重点取組み 次頁へ続く	2. 生活の安定に資するための支援 (1) 子どもの居場所づくりの充実 (2) 児童養護施設退所者等への支援 ①給付型奨学金事業 ②資格等取得支援 ③家賃支援 ④住宅支援 ⑤居場所・地域交流支援 ⑥相談支援事業 ⑦基金の見直し【拡充】		2. (1) 生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす@はなもも」を区内北部で実施すると同時に、区内南部に2か所目を開設する。 (2) 児童養護施設退所者等への支援 ①退所者等が学業と生活を両立しながら社会的自立を図っていく過程を支援することを目的として、大学等に進学・通学する資金の一部を給付する。 ②進学・就職の進路選択にかかわらず、就職に役立つ資格等の取得費用(普通自動車第一種運転免許取得は上限30万円、その他資格は上限10万円)を給付する。 ③アパート等でひとり暮らしをする退所者等の家賃負担を一定期間軽減するため、家賃支援(上限月額3万円)を行う。 ④住まいの困窮度の高い退所者等に対し、高齢者向け借り上げ区営住宅に併設される旧生活協力員居室を月1万円の住居費負担金で提供する。 ⑤地域の中で身近に相談できる仲間や大人等との関係を築き、交流を継続していけるよう居場所を提供する。 ⑥退所者の個々の状況に応じた継続的できめ細やかな相談支援(せたエール)を実施する。 ⑦世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金のさらなる有効活用について、基金の趣旨を踏まえながら検討を行う。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの貧困対策における 重点取組み	3. 経済的負担軽減のための支援 生活保護世帯出身の大学生等に対する給付型奨学金【新規】 4. 支援につながる仕組みづくり （1）当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進【再掲】 （2）当事者の視点に立った支援・サービスの周知の推進 （3）支援者の気づきの感度の向上と連携強化 5. 子どもの貧困対策計画の推進 （1）関係機関による連携・協力 （2）次期子どもの貧困対策計画の策定		3. 国の制度の狭間にある生活保護世帯出身の若者の大学等高等教育への進学支援および中退防止を目的に、大学等に進学・通学する資金の一部を給付する。 4. （1）当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進のために、食をきっかけに必要な支援につなぐ子どもへの食の支援事業を実施する。 （2）当事者の視点に立った支援・サービスの周知のため、マンガやイラストを多用し、子どもでもわかりやすい生活困窮支援・サービス周知用冊子「子どもと家族の生活応援ガイドブック」を配布する。 （3）支援につながる仕組みのさらなる充実を図る。また、子どもの貧困への理解を深め、子どもの貧困対策の活動を活性化するためのフォーラムを実施する。 5. （1）子どもの貧困対策計画を横断的に推進するために、子どもの貧困対策推進連絡会を中心に、関係所管が連携・協力し、施策や個別事業の適切な調整を図り、全庁的に子どもの貧困対策に取り組む。 （2）高校生世代の子どもと保護者に対する子どもの生活実態調査結果等を踏まえ、「（仮称）子ども・若者総合計画（第3期）」に内包する次期子どもの貧困対策計画を策定する。

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 学校教育部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	ヤングケアラーに対する 支援施策に係る推進 (子ども家庭課、 子ども・若者支援課、 児童課、 児童相談支援課) (子ども家庭支援課、 保健福祉課、 生活支援課、 健康づくり課) (保健福祉政策課、 生活福祉課) (高齢福祉課、 介護予防・地域支援課) (障害施策推進課) (教育指導課) (教育相談課)	1. ヤングケアラー支援基盤の 強化【新規】 2. ヤングケアラーに関する普 及啓発の実施 3. 多機関連携強化の仕組みづ くり	千円 16,997	1. ヤングケアラーとその家庭への支援とし て、教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地 域の支援団体等との緊密な連携を促進し、早 期に必要な支援につながる仕組みづくりを行 うとともに、ヤングケアラーとその家族及び 各支援機関からの相談対応等を行うことによ り、区におけるヤングケアラー支援の基盤強 化を図るため、ヤングケアラーコーディネー ター業務及びLINEを活用した相談業務を 実施する。 2. ヤングケアラーが必要な支援につながる仕 組みづくりの一環として、ヤングケアラーへ の理解を深めるための普及啓発を図る。 (1) 子ども自身の気づきの促しと、支援が必 要な子どもの相談につながるよう、子ども向 けハンドブックを作成、配布する。 (2) ヤングケアラー支援に関わる関係機関や 学校関係者、区民、事業者等に対し、気づき の感度を上げ、理解促進を図るための個別講 座や研修等を実施する。 3. ヤングケアラー支援にかかる横断的連携を 強化するため、区の支援体制やサービスを可 視化し、制度の狭間で支援からこぼれおちる ことがないよう、ヤングケアラー支援マニユ アルを作成し、関係機関へ配布する。

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業(目標)	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区立児童館等の整備 (児童課、保育課)	地域要望の高い九品仏地区における児童館の整備について、区立保育園の再整備計画により統合される区立保育園跡地に、私立認可保育園との複合施設を整備する。	千円 2,409	区立児童館整備等計画により、児童館未整備地区である九品仏地区に、「遊び」の機能に加え、「相談支援」、「地域資源開発」、「ネットワーク支援」の機能を充実し、地区の子どもにかかる身近な相談や見守りの場としての中核的な役割を果たすため、区立保育園再整備計画により、等々力中央保育園へ統合される奥沢西保育園跡地に、区立児童館を整備する。 また、引き続き九品仏地区の保育需要に対応するため、私立認可保育園を区立児童館に併せ建物を複合化し整備する。 (今後の予定) 令和 6 年度 基本設計、実施設計策定 令和 7 年度以降 解体・新築工事着手 令和 1 0 年度 工事しゅん工、施設開設

令和6年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	6年度事業（目標）	6年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	子ども施策の総合的調整 （子ども・若者支援課）	子ども施策の総合的調整 （１）子ども計画（第２期）後期計画」及び「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」等の施策の進行管理と子ども計画（第３期）の策定準備 （２）世田谷区子ども条例等の啓発及び子ども条例の改正に向けた検討の実施 見直しを含めた議論の開始	千円 27,314	（１）計画に基づく施策の進行管理 「子ども計画（第２期）後期計画」及び「今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）」等に基づき、子ども・子育て施策の進行管理を行う。また、令和７年度からの（仮称）子ども・若者総合計画（第３期）の策定に向けて、令和５年度に実施した小中学生アンケートや子ども関連施設でのヒアリング、子ども・青少年会議等での意見を踏まえ、検討を進める。また、こども基本法の主旨を踏まえ、子ども・若者、子育て当事者の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施する。 （２）世田谷区子ども条例の理念等の普及・啓発を図るため、パンフレットを作成し、小学校・中学校、子ども関連施設にも配布する。子ども・子育て応援都市宣言についても、条例とあわせて周知を図り、子どもの権利に関する理解の普及・啓発に努める。 また、子どもたちの声を聴き、子どもたちと一緒に意見交換を行いながら、子ども条例改正に向けた検討を行う。

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者施策推進特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及び子ども・若者施策推進に関連する分野別政策を推進する。	—	1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。 （1）子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備 （2）新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実 （3）多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成 （4）誰もが取り残されことなく生き生きと暮らせるための支援の強化 （5）自然との共生と脱炭素社会の構築 （6）安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出 2. 基本計画に掲げる分野別政策 （1）子ども一人ひとりがのびやかに育つ環境づくり （2）安心して子育てできる環境の整備 （3）若者が力を発揮できる環境づくり

令和 6 年度主要事務事業

子ども・若者部（子ども・若者施策推進特別委員会所管分）

区 分	事務事業名及び所管課	6 年度事業（目標）	6 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進	新たな行政経営への移行実現プランにおける子ども・若者施策推進に関連する取組みを推進する。	—	1. 新たな仕組みづくり （1）施策構築における歳入の観点の強化 2. 区民目線からのサービス利便性の向上 （1）申請・届出の利便性の向上 （2）より利用しやすいサービスの構築 3. 職員の時間の効果的活用 （1）DXによる事務の効率化 （2）補助金・助成金申請の利便性向上 4. 組織力の向上・人材の育成（専門性の向上） （1）強固な組織・体制の構築 （2）職員等の専門性の向上